

## 令和5年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月8日（金）午前10時00分開議

#### ◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第25

一般質問

#### ◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
	9番	佐藤 登 君	10番	山谷 敬二 君
	11番	前島 英樹 君	12番	佐藤 和徳 君
	13番	渡辺 清夏 君	14番	今村 則康 君

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育長	河原 英男 君
代表監査委員	村瀬 光明 君	選挙管理委員会委員長	新野尾 伸一 君

#### ◎説明員

副町長	舟木 淳次 君	総務部長	鈴木 浩 君
民生部長	堀嶋 英俊 君	経済部長	澤口 浩幸 君
経済部技監	内野 清一 君	総務課長	堂前 政好 君
情報管財課長	吉岡 秀利 君	企画課長	中原 誉 君
財政課長	今井 昌幸 君	危機対策室参事	堂前 政好 君
保健福祉課長	岩井 誠志 君	子育て支援課長	太田 貴幸 君

農政林務課長	広瀬 淳次 君	商工観光課長	大西 公太 君
建設課長	井上 隆広 君	建設課参事	米谷 克美 君
水道課長	大川 寿雄 君	生田原総合支所長	今泉 郁夫 君
丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君	白滝総合支所長	村上 裕和 君
会計管理者	奥山 隆男 君	教育部長	佐藤 祐治 君
総務課長	西 聡 君	給食センター所長	小玉 美紀子 君
監査委員事務局長	成中 克也 君	選挙管理委員会事務局長	堂前 政好 君
農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君	選挙管理委員会主幹	松村 圭悟 君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺 正彦 君	事務局参事	成中 克也 君
事務局係長	田中 郁美 君		

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、白幡議員、12番、佐藤議員を指名します。

---

◎日程第25 一般質問

○議長（杉本信一君） 日程第25 一般質問を行います。  
一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により、発言を許します。

通告1番、阿部議員。

○4番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして、一般質問させていただきます。

障がい者や高齢者の投票支援について。

2019年9月定例会において、「選挙における投票環境の改善と投票率の向上について」と題し、主に高齢者のための投票しやすい環境づくりと優しい配慮等についてや、期日前投票移動車の実施について、一般質問いたしました。

今後、調査、研究に努めていきますとの答弁をいただいてから4年が経過し、さらに高齢化が進み、認知症等の方々に対する投票支援が急務な課題です。

そこで、調査、研究の結果及び投票支援を導入していることを考えているか伺います。

また、2023年1月、総務省は「障がいのある方に対する投票所での対応例について」のガイドラインを示しております。

その中に、投票所の設備として、コミュニケーションボード及び投票支援カードの事例をホームページに掲載しています。

投票支援カードは、投票に際して支援が必要な場合、係員に手渡すと当事者に合わせた支援を受けられます。

また、投票所内で予想される困りごとや支援してほしいことを、絵や文字で表示したコミュニケーションボードを指で指すことで、自分の意思を伝えることができるものです。

投票支援カード等を導入し、誰もが気軽に投票できる環境整備に努めるべきと考えますので、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 新野尾選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（新野尾伸一君） ー登壇ー

阿部議員の「障がい者や高齢者の投票支援について」の御質問にお答えをいたします。

初めの御質問であります、「主に高齢者のための投票しやすい環境づくりと優しい配慮等についてや、期日前投票移動車の実施についての調査、研究の結果及び投票支援を導入することを考えているのか」についてであります。投票環境を向上させることは選挙管理委員会の役割でありますので、これまで投票所の玄関に簡易手すりや椅子、靴べらの設置などを行ってきたところであります。

期日前投票移動車を導入する場合は、二重投票を防止するための対策など、正確な投票事務を講じるほか、投票管理者や投票立会人などの人員の確保や予算の問題も含めて検討する必要があります。また、9月1日に総務省が公表しました、令和5年4月執行の統一地方選挙における事務ミス等が全国で155件、このうち北海道では11件発生したところであります。

現在、投票所の数は、地域住民の皆さまの御理解の下、これまで統廃合を行ってきた結果、投票日当日の投票所を12か所、また、各地域に期日前投票所を設置しており、適切な配置だと判断していることから、新たに自動車を使った移動期日前投票所の設置は考えておりません。

次に、「誰もが気軽に投票できる環境整備に努めるべき」との御質問であります。初めに、今年1月に総務省が作成しました「障がいのある方に対する投票所での対応について」は、全国の選挙管理委員会が取り組んでいる事例の調査結果を取りまとめたものであり、指針のようなガイドランではないことを御理解願います。

遠軽町の各投票所では、投票する際に支援等が必要だと思われる有権者が来場した際には、事務従事者が介助や代理投票の有無などについて積極的に声かけをしているところであり、総務省の資料でも対応例の一つとして例示されているところであります。

これまでも、投票しやすい環境づくりに取り組んでいるところであります。他の有権者の前で声かけをされることに敬遠する場合や、うまく声に出して言えない場合なども考えられますので、事例を参考に、投票支援カードやコミュニケーションボードの導入を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時11分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 今、御答弁いただきましたが、適切な設置をしているということ

ですが、今後そういうことは考えないということですが、経過はどのようにしてそのような結果が出たのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） 堂前選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員事務局長（堂前政好君） 御質問にお答えさせていただきます。

これまで、どのような調査、研究をしてきたのかという御質問でございますが、道内の実施状況を調査したところ、自動車を使った移動期日前投票所は道内で7か所実施されているところでございます。

また、導入の経緯について調査させていただいたところ、総じて投票所の統廃合による補完措置としての実施がきっかけとなっているところでございます。

遠軽町選挙管理委員会といたしましては、委員長が答弁したとおりでございますが、投票所の数は適切だと判断をさせていただいたところでございます。

また、遠軽町は広大な面積を有しております。遠軽町で実施した場合、全ての地区にそういった移動投票所、開設することは不可能でありまして、仮に一部で実施をいたしますと、逆に不公平感を与えることが懸念されると判断したところでございます。

総合的に判断をいたしまして、現在の投票所につきましては統廃合を繰り返して現在に至っているということで、適正な配置だということの判断の下、先ほどの答弁となったところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 今の答弁ですと、不公平感と言いますが、2004年に4地域が合併しました。18年になるわけなのですが、本当に遠軽町は広大な行政面積を持っております。ですから、投票しやすい環境づくりというのは必要だという感じなのですが、適切だと言われてしまうとそれまでなのですか。

身近に投票できる環境ができることで、やはり足腰が弱っている方、また介護等で外出が困難な方もいらっしゃるやに聞いております。

そこで、全部に行けということは無理だと思うのですが、例えば自治会に協力等をしていただいて、アンケート等で、地域にもよりますよ、ですが、そういうことでしていただけたら、そういう可能性というのはないのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員事務局長（堂前政好君） 御質問にお答えをさせていただきます。

歩行が困難な場合の方がいらっしゃる場合につきましては、まず公職選挙法の規定に基づきまして、一定の御要件ありますけれども、郵便による不在者投票制度があるところでございます。

また、高齢者の外出支援という部分でございますけれども、選挙管理委員会の取組とは別に、その方の状態に応じて、福祉の施策といたしましてヘルパーなど、福祉サービス事業所による高齢者や障がい者の送迎支援や、高齢者乗り物助成券を使って、ハイヤーやバ

スを使って投票所に来ていただくなど、遠軽町全体といたしましては、投票所に来ることが出来るサービスを提供していると思っております。

実際に、投票所にそういったサービスを使って来ていただいている方も確認をしているところでございます。

そういったこともございまして、現在、議員御質問の各自治会を回って、自治会の意向を聞いてというのは、現在、選管としては考えていないところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 今後、ますます高齢化は進んでいきますので、そういうものを利用して投票可能な方もいらっしゃるかと思うのですけれども、実際にはなかなかそういうことをきちんと知っていないとか、知らされていないということなのですけれども、そういうことが漏れている方もいらっしゃるかなとは思うのですけれども、その点進めていただきたいと思ひます、さらに。

2点目の件なのですけれども、障がいの投票支援についてなのですが、私も、せんだって北見市が取り組んでいるのを見て、その前にもちょっとほかのほうのを見たのですけれども、本当に簡単な方法でやっていただけるということで、これは本当に遠軽町はきちんと、導入していただけるということで答弁いただきましたけれども、もっと多くの方に知っていただくためにも、また、本当に簡単に投票用紙というのが、簡単に支援カードですか、この用紙が2点ほどあるのですけれども、本当に投票用紙に代わりに書いてほしい代筆だとか、また、声をかけてゆっくり案内してほしい、手をつないで案内してほしいとか、候補者の名を読んでほしいとか、筆談をお願いしたい、また手伝ってほしいことを書いてほしいとか、本当にホームページからすぐ出せるというシステムを取っている市町村もあるやに聞いております。

私達も本当に、特に障がいのある方にとって、親御さんは、うちの子は投票って無理なのかなと捉えているというお話も聞いておりますけれども、そういう部分から、本当に多くの方が漏れなく大事な1票を投じることがいかに大事かなということを思い、今回この支援カード、コミュニケーションボードを取り上げさせていただきました。本当にA4でするので、すぐ身軽に出せるということでは、早速取り入れていただきたいと思ひます。

本当に遠軽町、町議選、国政選挙、いずれも投票率は64%から63%台ですし、また、せっかく投票されても白票が毎回結構な量ありますので、この白票は意図としてされている方もいるかもしれませんが、そういう投票支援をいただくことで、有権者として候補者、投票名をしっかりと投じることができるのではないかと感じております。

このことを導入していただけることを確認しましたので、次回選挙から実施するということと、ホームページにしっかり載せていただくということによろしいでしょうか。それで終わりたいと思ひます。

○議長（杉本信一君） 堂前選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員事務局長（堂前政好君） 御質問にお答えさせていただきます。

投票支援カードやコミュニケーションボードの導入につきましては、次の選挙から導入をしていきたいと考えております。

なお、この支援カードやコミュニケーションボードの普及につきましては、ホームページなども活用するですとか、投票所にしっかりと分かりやすいような表示といったものも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

通告2番、13番渡辺議員。

○13番（渡辺清夏君） ー登壇ー

通告書に従いまして、質問いたします。

行政改革の取組状況について。

昨年7月に13名の委員による遠軽町行政改革推進委員会が設置され、公共施設の見直しや職員数及び人件費の状況などを協議されているところであり、議会各委員会にも経過の報告をいただいているところです。

特に、公共施設につきましては、推進委員会が検討を行う見直し対象施設を34施設と選定した上で、施設の見学や状況を確認したと報告を受けました。

今後におきましては、見直し方針を決定し、町民への周知、意見募集等を行う予定と説明がありましたが、当初（令和4年7月）の説明では、令和5年8月に施設の具体的な方向性（案）を公表し、パブリックコメントを行い、9月に総括を行うというスケジュールで進めると聞いていました。

そこで、行政改革の効果として、財政支出の抑制の見込みについてどのように考えていますか。

また、公共施設等の見直し方針の決定、町民等への周知、意見募集等のスケジュールはどこまで進んでいるかお聞きいたします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

渡辺議員の、「行政改革の取組状況について」の御質問にお答えいたします。

「行政改革の効果として、財政支出の抑制の見込みについて、どのように考えているか」との御質問であります。令和4年度から遠軽町行政改革推進委員会の構成を新たに、町内企業経営者、経済団体等の代表及び公募の委員により、民間の経営感覚を活用した検討を進めております。

公共施設の見直しに当たっては、遠軽町公共施設等総合管理計画に掲載されている207施設について、推進委員会から意見を伺うこととしておりましたが、公共施設の耐用年数や利用状況、類似施設などを考慮して絞り込んだ34施設について、重点的に推進委員会から意見を伺っております。

現在、遠軽町行政改革推進本部において、34施設を含む207施設について、客観的な判断基準に基づく施設の見直し評価を行っており、その結果を基に統廃合などのシミュレーションによる財政効果の推計が可能と考えております。

また、「公共施設の見直し方針の決定などのスケジュールはどこまで進んでいるか」との御質問であります。当初予定していたスケジュールに遅れは生じておりますが、年内には公共施設等見直し方針案を地域住民、議会及び関係団体に説明、協議を行った上で見直し方針を決定し、持続可能な財政状況の構築に向けた着実な公共施設の見直しを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 13番、渡辺議員。

○13番（渡辺清夏君） スケジュール等に遅れが生じているとのことですが、今後のスケジュールについて、パブリックコメントの実施や見直し方針の総括はいつまでに行う予定となっておりますでしょうか。

また、重点取組事項で住民周知を掲げており、広報等で周知していますが、今後どのようなスケジュールで周知を行いますか。

また、見直し方針決定の前に、住民への説明会や当事者への聞き取りなどを行うことは考えていますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） まず、公共施設の見直し方針については、来年1月頃までには決定したいと考えておりました。方針案の作成後に、11月頃、パブリックコメントですとか関係団体、また利用者等の意見を伺いたいと考えております。

また、重点取組事項の住民周知ということでもありますけれども、現在、取り組んでおります行政改革の重点取組事項の一つに住民周知がございます。これは何かといいますと、町村合併から既に17年経過しております。そこでもう既に、その合併した意義を忘れている方や知らない方もたくさんおります。そういったことを、まず皆さんに知っていただくということで住民の意識の高揚を図ると。さらに、行政改革の必要性についても理解していただくために、これまでも広報えんがるを通じまして2回の掲載をしているところでございます。今後も、この住民周知に関しましては、定期的に情報発信を行っていきたいと考えております。

また、今回の公共施設の見直し方針に関しても、利用者や関係団体の皆さんの意見を伺うほかに、様々な機会を通じて住民の皆さんへの説明を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 13番、渡辺議員。

○13番（渡辺清夏君） 住民周知や住民の説明会については、利用者への聞き取りだったりとか関係者団体の聞き取り等を行っていただけるということで、安心いたしました。



207の施設のうち34の施設について質問いたしましたが、これらの多くが子ども達の教育等に関わる施設になっているかと思えます。それらを踏まえて、最後の質問とさせていただきます。

遠軽町の未来を担う子ども達が、遊び、学び、伸び伸びと育つ環境を少しでも維持することができるような方向性を見直し方針を進めていってもらうことは可能でしょうか。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 子ども達の遊ぶ施設であったり教育関係施設に関してですけれども、この207施設のうちに、学校などを除くと大体30ぐらいの施設が、子ども達の関連する施設がございます。

それに関して、今回の行政改革推進委員会の中におきましても、特に子ども達が利用する施設については、利用のニーズであったり利便性、さらに安全性、こういったことを十分に配慮して検討するよというということで、御意見があったところでございます。

それらの意見を踏まえて、今後、見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉本信一君） 以上で、13番渡辺議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

---

#### ◎休会の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

9月9日及び10日の2日間は休日のため、9月11日及び12日の2日間は決算審査のため休会としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から12日の4日間は、休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前10時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 形本信一  
署名議員 白幡隆一  
署名議員 佐藤和徳